

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社キョウラク  
代表者及び住所 京都府京都市伏見区下鳥羽上三栖町169  
代表取締役 織田 一彦
2. 指名停止措置期間 : 令和4年7月15日から令和4年8月14日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社キョウラク及び当該業者の前代表取締役が、法人税法違反及び地方法人税法違反により、令和4年6月3日、京都地方検察庁に起訴された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社キョウラクの前代表取締役が、法人税法違反及び地方法人税法違反の疑いで公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。

### ○問い合わせ先

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館  
TEL06-6942-1141

近畿地方整備局

総務部契約課長

総務部契約課建設専門官

山腰 祐司(内線 2511)

濱口 哲至(内線 2512)